

參考資料

1 岩見沢市地域共生社会推進協議会

岩見沢市地域共生社会推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 岩見沢市における地域共生社会の実現に向けた地域づくり、包括的な支援体制の整備、複合・複雑化した支援ニーズに対応する重層的な支援体制の構築等を目的として、岩見沢市地域共生社会推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項に関し、協議、調整、調査、情報交換等を行う。

(1) 次に掲げる岩見沢市保健福祉関連計画の策定、進捗管理、見直し等に関すること

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による、岩見沢市地域福祉計画

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の規定による、岩見沢市障がい者福祉計画

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定による、岩見沢市障がい福祉計画・岩見沢市障がい児福祉計画

エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による、岩見沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

オ 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定による、岩見沢市健康増進計画

(2) 市からの諮問等による福祉・健康施策等に関する検討及び答申に関すること

(3) 福祉・健康施策等に関する独自提言に関すること

(4) 社会福祉法人からの要請に基づき、社会福祉法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業の内容及び事業区域における需要について意見すること

(5) その他、福祉・健康施策等について必要と認められる事項
(組織)

第3条 策定委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 有識者

(2) 福祉関係団体、自治組織、その他市民団体等の代表者の推薦を受けた者

(3) 公募により選任された市民

3 委員の任期は5年とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 協議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

6 協議会は必要に応じ、各分野の有識者等から意見等を求めることができる。

7 協議会で得た個人情報その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課が行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月20日から施行する。

委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 団 体 等
鈴木 哲平	北海道教育大学岩見沢校 准教授
牧 雄司	岩見沢市医師会 理事
野崎 岳央	岩見沢歯科医師会 会長
水島 久美	北海道薬剤師会南空知支部 支部長
◎出口 智	岩見沢市社会福祉協議会 事務局長
石若 俊信	岩見沢市老人クラブ連合会 会長
西岡 和代	岩見沢市民生委員児童委員協議会 副会長
木村 聡	岩見沢商工会議所 副会頭
米内山 定雄	岩見沢市町会連合会 会長
湯藤 京子	岩見沢市保健推進会 会長
森口 悦子	健康と福祉を高める市民会議 代表委員
奥田 知靖	岩見沢市子ども・子育て会議 委員
○佐藤 恵三	岩見沢市障がい者福祉施策推進懇話会 会長
河原 栄美子	公募委員
南 美紀	公募委員

◎：会長 ○：副会長